

今年も、あと2カ月を切り、税務署から「年末調整」の書類一式が送付されてくる時期でもあります。年に1度の事務作業となる「年末調整」に関して、例年お客様からいただくご質問の一部をQ&Aでご紹介いたします。

## よくあるQ&A

**Q** 平成29年中に住宅ローンを組んで、自宅を新築したんだけど、どうしたら良いの？

**A** 住宅借入金特別控除を受ける場合、**初年度のみ確定申告**を行わなければなりません。年末調整を例年通り行い、発行された「源泉徴収票」等の書類をもって申告を行います。弊社でも受け付けておりますので、ご相談ください。

**Q** 妻(配偶者)がパートで年間103万円以上の収入があるから、扶養には入らないよね？

**A** 配偶者の場合、「**配偶者特別控除**」が適用されます。一般の扶養の場合は、103万円以上の収入があれば扶養から外れますが、**配偶者の場合のみ、年間141万円未満の収入であれば、一定要件のもと税務上の「扶養」に入ることが出来ます。**

また、配偶者及び特別配偶者特別控除の控除額の改正があるのは平成30年度からになりますのでご注意ください。

## 資料回収チェックリスト

### 【全員】

- ・平成30年分扶養控除等(異動)申告書
- ・平成29年分保険料控除申告書

※税務署より送付されてきます。不足の場合は、コピーもしくは国税庁HPより取得してください。

### 【保険にご加入されている方】

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書

※ご加入の保険会社より、順次送付されてきます。

### 【住宅ローンがある方】

- ・住宅借入金特別控除申告書及び残高証明書

### 【その他(該当者のみ)】

- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・国民健康保険料の納付が分かる書類 等

※上記2点は、**過年度分であっても、納付が平成29年中であれば、今回の年末調整で対象**となる書類となります。